

緊急災害時の児童引き渡し対応マニュアル

横芝光町立白浜小学校

1. 目的及び実施理由

児童の安全が確保できない恐れがある緊急災害や事件が発生した場合の臨時の事態に伴い、児童の迎えを保護者に要請し、児童を安全に保護者に引き渡すため。

2. 引き渡しのめやす

【地震】

- ・横芝光町において、震度5強以上の地震が発生した場合
- ・内閣府から大地震に対して「警戒宣言」が出された場合
- ・通学路や家屋に損傷が見られ、児童自身での下校が難しいと判断した場合

【火災】

- ・校舎が激しい火災に見舞われた場合

【水害】

- ・通学路が洪水により、下校することが危険な場合

※帰宅させる方が危険と判断した場合は、水がひいて車の通行が可能になるまで、学校で待機させる場合もあります。その際、保護者の方へも安全確保のため「〇〇時まで迎えに来ないで下さい」と迎えを止める場合もあります。

【不審者の侵入等】

- ・校地、校舎内に不審者が侵入し、児童・教職員に危害が及んだとき、もしくは危害が及ぶ恐れがある場合
- ・学区内に不審者が出没し、実害や児童に危害が及ぶ事態が予想される場合

【その他】

- ・校長が引き渡しを必要と判断した場合
- ・大きな災害のため、自宅へ帰ることで危険が予想される場合

以上の場合には、学校より「スクリレ」からの配信、スクリレ未登録の家庭に対して電話連絡、場合によっては、町防災無線を利用してご家庭へ連絡をし、引き渡しを行います。

※ただし、震度5強以上の地震が発生した場合は、停電や通信障害でスクリレ配信や防災無線が使えないことも想定されます。この場合においては、保護者が来校されるまで、児童は学校で安全を確保した上で待機をさせますので、連絡がなくても迎えをお願いします。

(本校は避難所に指定されています。大きな災害の場合、引き渡し後、そのまま体育館等の指定された場所で安全を確保することも可能です。)

3 震度5強以上の地震時のご家庭での対応

【登校前】

- ・自宅で待機
- ・スクリレ等で連絡が届かない時は、臨時休業
- ・学校に被害がないことが確認でき、スクリレ等で連絡が可能な場合、安全に留意し登校（その際、できるだけ保護者の方がつきそって登校をお願いします。）

【登校中】

- ・児童は、途中の安全な場所に避難し、その後、学校か自宅かどちらか近く、安全な方に避難（安全な場所については、ご家庭でよく確認をしておいてください。）
- ・自宅に戻った場合は、自宅待機をし、スクリレ等の連絡を待つ。学校に登校した場合は、学校で待機。校舎等に問題がない状況であれば、スクリレ等の連絡でその旨をお伝えします。スクリレ等の連絡が届かない場合は、スクリレ等で連絡ができない状況と判断していただき、引き渡しの要領で迎えをお願いします。

【授業中】

- ・児童の引き渡し
（「緊急時の児童引き渡しカード」の受取人の欄に書かれた方に児童を引き渡しますので、事前にどのような時に誰が受け取りに行くのかを確認しておいてください。）

【下校中】

- ・児童は、途中の安全な場所に避難し、その後、学校か自宅かどちらか近く、安全な方に避難（安全な場所については、ご家庭でよく確認をしておいてください。）
- ・自宅に帰った場合は、自宅で安全を確保。学校に戻ってきた場合は、学校で待機。通常の帰宅時間になっても児童が帰って来ない場合は、学校に来校していただき、児童が学校にいるかどうかの確認をお願いします。その後、引き渡しで一緒に下校してください。（職員は、手分けをして学区のパトロールと児童の状況確認をしていますので、通学路途中で見つけた場合は、状況を判断し、安全に下校できる方法を検討します。）

※学童保育を利用の児童は、引き渡しの要領で学童まで迎えをお願いします。

【校外学習中】

- ・時間がかかっても、できるだけ学校に戻る努力をします。その後、学校にて引き渡しをします。スクリレ等の連絡で到着時間が配信できる状況であれば配信をします。いつまでもスクリレ等の連絡がこない場合は、配信できる状況ではないと判断していただき、当初の到着予想時間あたりに迎えに来ておいてください。学校への到着が困難な状況の場合は、可能な中での最善策を検討します。どのような状況かを確認したい場合は、お手数ですが学校まで足を運んでいただき、直接、職員室にいる職員から話を聞くようにしてください。